

交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

交野市 環境部 環境事業課



交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、一般廃棄物を適正に処理するために実施する「交野市一般廃棄物処理計画」に基づき、交野市（以下「委託者」という。）が行うべき家庭系一般廃棄物「燃やすごみ」及び「ペットボトル・プラスチック製容器包装（以下「廃プラ」という。）」の収集・運搬業務について、民間活力の導入、業務の適正化、災害等における業務の継続性の確保を目的に民間委託を行うため、必要な事項を定めるものである。

なお、業務の特質性を鑑みて、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）として実施するものであり、プレゼンテーションで提案される企画内容を総合的に評価し受託事業者候補（以下「落札候補者」という。）として決定する手続きである。

### 1. プロポーザルに付する事項

件名	交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託	
	※契約は、「燃やすごみ」及び「廃プラ」に分かれるものとする。	
履行場所	「燃やすごみ」	指定する一部の地域
	「廃プラ」	市内全域（施策等で市が直接収集を行う場所を除く）
履行期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）	
	ただし、契約日から業務開始日までは業務準備期間とする。	
業務内容	別添の要求水準書のとおり。	
限度額	「燃やすごみ」	145,813,500円（税抜）
	「廃プラ」	217,358,100円（税抜）
契約方法	税抜単価（一人当たりの月額収集単価）で契約する。	
その他条件	本業務委託は、災害等における業務の継続性確保のため、「燃やすごみ」と「廃プラ」とは別々の事業者を選定することから、先に「燃やすごみ」の落札候補者を決定し、当該落札候補者となった者は「廃プラ」の参加資格を失うものとする。ただし、プロポーザルでの選定は、「燃やすごみ」と「廃プラ」を一体として実施するため、片方だけ参加することは認めない。必ず両方参加を条件とする。	

### 2. スケジュール表

内容	期間
プロポーザル参加資格申込書等の公開期間	令和6年7月 2日（火）～7月29日（月）
質問の期間	令和6年7月 2日（火）～7月11日（木）
質問に対する回答期間	令和6年7月 2日（火）～7月12日（金）

プロポーザル参加申込書及び審査書類の受付期間	令和6年7月 2日(火)～7月12日(金)
プレゼンテーション参加資格決定通知	令和6年7月19日(金)
プレゼンテーション参加書類の提出期間	令和6年7月22日(月)～7月29日(月)
プレゼンテーションの開催	令和6年7月30日(火)
審査結果通知	令和6年8月 5日(月)
結果公表	令和6年8月 9日(金)

※ プレゼンテーション参加資格決定通知以降の日程については予定とし、変更が生じる場合は、プレゼンテーション参加者へ個別に連絡する。

### 3. プロポーザル参加資格に関する事項

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方税、国税を滞納していない者。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき定められる政令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定する一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準を遵守し、本業務を遂行できる者。
- ④ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。若しくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく再生手続開始の決定を受けるとともに再生計画認可が確定し、その旨を証する書類を提出できる者。
- ⑤ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。若しくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく更生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出できる者。
- ⑥ 交野市建設工事等指名停止要綱に該当しない者。
- ⑦ 交野市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者。
- ⑧ 委託者が委託する一般廃棄物（ごみ・し尿いずれか）の収集運搬業務を受託した実績があること。若しくは、過去5年以上、委託者の一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者であること。
- ⑨ 本業務における受託者の活動拠点（本店・本社、支店・支社、営業所）が、次の2施設それぞれの半径15km以内に所在すること。
  - 1 四條畷市交野市清掃施設組合「四交クリーンセンター」  
交野市大字私市3029-1
  - 2 北河内4市リサイクル施設組合（愛称：かざぐるま）  
寝屋川市寝屋南1-7-1

- ⑩ 本業務に使用するごみ収集運搬専用塵芥車（以下「収集車両」という。）の駐車を、⑨の敷地内若しくは、⑨から2.5km以内に確保していること。
- ⑪ 収集車両の洗車を有すること。ガソリンスタンドや有料洗車場等の利用はこれを認めない。

4. 費用負担

プロポーザル参加のために必要な一切の費用については、すべて参加者の負担とする。

5. プロポーザルに係る書類の取得

プロポーザルに係る参加申込書等の関係書類は、市ホームページからダウンロードして使用すること。

6. プロポーザル参加資格の申請

プロポーザルに参加を希望する者は、あらかじめ定められた期間内に、次のとおり申込書類及び審査書類を提出しなければならない。申込書類及び審査書類を提出しない者は、プロポーザルに参加することはできない。

(1) 申込書類

①	公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
---	---------------------

(2) 審査書類

	提出書類	提出部数
①	3. ⑧を証する書類（契約書の写し、許可証の写し）	1部
②	会社の概要（様式2）	正本1部（※1） 副本6部
③	企業の取組内容書（様式4-1・2・3）	正本1部（※1） 副本6部（※2）
④	令和6年3月末日現在の事務所等の所在地及び位置図等・事務所内部の配置図（様式5-1・2）	正本1部（※1） 副本6部（※2）
⑤	令和6年3月末日現在の収集車両の駐車場・洗車場の所在地・付近見取図・配置図等（様式6-1・2）	正本1部（※1） 副本6部（※2）

※1 ファイルの表紙に社名及び代表者名を記名し、代表者印を押印すること。

※2 社名や代表者名など、会社名が判別できるような情報を記入しないこと。

(3) 審査書類の③にある企業の取組内容書について

企業の取組内容

- ・ I. CSR（企業の社会的責任）に基づく取組（様式4-1）

例) 環境などへの配慮 交野市における社会的貢献について

- ・Ⅱ. 清掃事業における安全衛生管理要綱に基づく取組 (様式4-2)  
例) 労働安全衛生管理体制の整備 安全衛生作業基準の確立など
- ・Ⅲ. 交野市一般廃棄物(ごみ)等収集運搬委託業務を履行するにあたり必要とする収集車両の台数について (様式4-3)  
2t 塵芥車 ※収集車両台数      2t 塵芥車 予備車両台数  
3.5t 塵芥車 ※収集車両台数      3.5t 塵芥車 予備車両台数

※ 作成上の注意

- ・実施要領や要求水準書を参照のうえ、上記の課題について、現在すでに取り組んでいるもの、今回の業務において取り組もうとしているものを簡潔に記述すること。
- ・記述された取組内容は、落札候補者決定の評価対象となるため履行義務が生じる。
- ・取組内容を本様式A 4版片面1枚以内に記述し、様式の変更はしないこと。
- ・添付書類等は認めない。
- ・パソコンでの入力とし、文字の大きさは11ポイント程度とする。
- ・カラー印刷は不可とするが、図及び表を適宜掲載することを認める。
- ・先入観を排して公平に審査するため、取組内容書の文中では、会社名(会社名を特定できる情報を含む)やロゴマークの使用を禁止する。

(4) 提出方法

持参又は郵送(特定記録郵便もしくは簡易書留)

(5) 提出期間

令和6年7月 2日(火)から7月12日(金) 17時まで(必着)

(6) 提出場所

大阪府交野市私部西3丁目3番1号  
交野市 環境部 環境事業課

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

本要領及び要求水準書に対する質問は、質問書(様式3)を作成し、電子メールで送信すること。

(2) 受付期間

令和6年7月 2日(火)から7月11日(木) 17時まで(厳守)

(3) 送信先

交野市 環境部 環境事業課 (e-mail: [jigyousyo@city.katano.osaka.jp](mailto:jigyousyo@city.katano.osaka.jp))

※ 件名は「交野市一般廃棄物(ごみ)等収集運搬業務委託の質問」+「社名」とすること。

(4) 回答方法・期間

市ホームページに随時、掲載する。

(5) その他

- ・回答の内容は、実施要領及び要求水準書の追加又は修正とみなす。
- ・指定様式を使用しないものや期間を過ぎたものは受理しない。

8. プロポーザルによる選定方法

公募型プロポーザルにより、落札候補者を決定する。なお、落札候補者決定までの流れは次のとおりとする。

(1) 書類審査

プロポーザルに参加を希望する者から提出された審査書類について、あらかじめ定められた「落札候補者決定基準」に基づき審査を行い、評価を付す。評点の高い順から4者がプレゼンテーションに進む。ただし、評点が60%に満たない者は失格とする。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに進んだ者は、定められた期間内にプレゼンテーション内容に関する書類等を提出し、委託者が指定した日時に提出した書類を基にしたプレゼンテーションを行う。選定委員会は「落札候補者決定基準」に基づき審査を行うとともに、評点を付す。

(3) 落札候補者の決定

落札候補者決定基準による評点の合計点が最も高かった者を落札候補者として決定する。

9. 落札候補者決定基準及び配点

(1) プロポーザルにおいて使用する落札候補者決定基準は別紙のとおりとし、270点満点とする。

(2) 書類審査の配点は次のとおりとする。

170 点満点

※ 170点満点中、評点の高い4者がプレゼンテーションに進む。ただし、170点満点の60%に満たない者は失格とする。

(3) プレゼンテーションの配点は次のとおりとする。

ヒアリング 50 点満点

(4) 燃やすごみ、廃プラ人口一人当たりの月額収集単価の配点は次のとおりとする。

① 燃やすごみ 50 点満点

様式7-2により最大収集能力量を算出し人口一人当たりの月・火曜日平均排出量より最大収集可能な人口を割り出す。

積算内訳書(様式9)の内訳「燃やすごみ」にある一人当たりの月額収集単価が低い者より加点する。

※ 燃やすごみの評価は下記②廃プラ月額収集単価評点を除外する。

② 廃プラ 50 点満点

見積価格÷77,229人÷60か月（令和5年3月末時点）＝一人当たりの月額収集単価

積算内訳書（様式9）の内訳「廃プラ」にある一人当たりの月額収集単価が低い者より加点する。

※ 廃プラの評価は上記①燃やすごみ月額収集単価評点を除外する。

(5) 燃やすごみ、廃プラの総合評点について。

第1に燃やすごみの落札候補者を決定し、次に廃プラの落札候補者を決定する。

燃やすごみの落札候補者となった者は廃プラの参加資格を失うものとする。

燃やすごみの総合評点について

(2) 書類審査	170点満点
(3) ヒアリング	50点満点
(4) 「燃やすごみ」一人当たりの月額収集単価	<u>50点満点</u>
合計	270点満点

廃プラの総合評点について

(2) 書類審査	170点満点
(3) ヒアリング	50点満点
(4) 「廃プラ」一人当たりの月額収集単価	<u>50点満点</u>
合計	270点満点

#### 10. プレゼンテーション参加に関する必要事項

プロポーザル書類審査の結果、プレゼンテーション参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出期限までに提出しない者は参加資格を失うものとする。

##### (1) 提出書類

	提出書類	提出部数
①	プレゼンテーション概要説明書（様式7-1） （10.（5）①審査対象項目の内容を記載） 最大収集能力量及び最大収集人口（様式7-2）	正本1部（※1） 副本6部（※2）
②	見積書（様式8）	1部
③	積算内訳書（様式9）	1部

※1 ファイルの表紙に社名及び代表者名を記名し、代表者印を押印すること。

※2 社名や代表者名など、会社名が判別できるような情報を記入しないこと。



(2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便もしくは簡易書留）

(3) 提出期間

令和6年7月22日（月）～7月29日（月）17時まで（必着）

(4) 提出場所

大阪府交野市私部西3丁目3番1号

交野市 環境部 環境事業課

(5) プレゼンテーションについて

① 審査対象項目

- ・安全運転に関する取組
- ・安全衛生作業基準に基づく労働災害防止に関する作業員への周知、育成についての取組（貴社の作業マニュアルを引用すること）
- ・交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬委託業務を受託するにあたり、安全確保等を前提に、貴社の持つ最大限の収集能力について

1) 「燃やすごみ」一日当たりの2 t・3.5 t 塵芥車における収集回数及び最大収集能力量。

2) 最大限の収集能力を引き上げるための収集車両に取り付ける装置について（自重計・傾倒装置・その他）

② 開催日

令和6年7月30日（火）

※時間及び会場は参加者に別途通知する。

③ 時間配分

1者につき30分（説明15分・質疑15分）以内とする。

④ プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用する場合は事前に環境事業課に通知すること。

(6) 見積書について

① 見積書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の課税・免税事業者の別を問わず、見積った金額から消費税相当額を差し引いた金額を見積書（様式8）及び積算内訳書（様式9）に記載すること。

② 見積書及び積算内訳書は同一の封筒に入れ、厳重に封かんして提出すること。

11. 失格又は、無効となるプロポーザル参加者

(1) 所定の日時又は場所に必要書類及び見積書の提出が無い場合

(2) プロポーザル参加者が、実施要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員や関係者に直接的又は、間接的に援助を求める行為や脅迫行為を行った場合

(3) プレゼンテーション時に参加者が欠席した場合

(4) その他選定委員会が不適格と認める場合

1 2. 審査結果通知及び公表

審査結果の通知は、選定委員会が総合的に評価を行い、所定の手続きが終了次第、選定された落札候補者に対して令和6年8月 5日（月）にその旨を書面により通知する。なお、審査結果の公表については、令和6年8月12日（月）本市ホームページ上で掲載するものとする。

1 3. 契約の締結

落札候補者となった者とは、次のとおり契約を締結する。

- (1) 落札候補者は委託者との協議後、契約締結の申し出をしなければならない。
- (2) 積算内訳書（様式9）に記載された「一人当たりの月額収集単価」をもって契約金額とする。
- (3) 契約書は委託者が指定のものを使用する。あらかじめ環境事業課で閲覧することができる。

1 4. 契約保証金

契約保証金は、交野市財務規則93条の規定によるものとする。

1 5. その他

- (1) プロポーザル参加者は、実施要領、要求水準書のほか関係する法令及び規則等を熟知し且つ遵守すること。
- (2) 提出された申込書類及び提出書類の著作権は参加者に属するが、委託者の必要な範囲で複製するものとする。
- (3) 提出された申込書類及び提出書類は、委託者が著作権者の同意のもとに交野市情報公開条例に基づき公開することができるものとする。
- (4) 提出された申込書類及び提出書類は返却しない。
- (5) 委託者は、プロポーザル参加資格を有すると認められた者が、正当な手続き（様式10の提出）をもってプレゼンテーションを辞退したい場合、その後、一切の不利益な取り扱いはしない。
- (6) 審査の経緯及び結果について異議申し立ては受け付けない。

16. 問い合わせ先

交野市 環境部 環境事業課

大阪府交野市私部西3丁目3番1号

電話：072-892-2471

FAX：072-893-1170

e-mail：[jigyousyo@city.katano.osaka.jp](mailto:jigyousyo@city.katano.osaka.jp)